

## 出入国管理及び難民認定法改正法案に関する会長声明

1 令和3年2月19日、「出入国及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（以下「入管法改正案」という。）が第204回国会（常会）に提出された。

入管法改正案は、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に設置された「収容・送還に関する専門部会」が取りまとめた「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（以下「本提言」という。）を受けて作成されたものであるところ、入管法改正案には①退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設、②送還停止効に一定の例外を設けること、③仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則の創設、④監理措置制度の創設、⑤在留特別許可の考慮要素に関する規定についてなど問題が数多く存在する。具体的には次のとおりである。

- (1) ①退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設は、退去強制令書等の処分の適法性や難民該当性等について司法による判断がなされる前に刑事罰をもって被退去強制者の帰国を強制することになり、被退去強制者の裁判を受ける権利（憲法32条）を侵害し、また、被退去強制者を支援する弁護士や支援者等が共犯として訴追されるおそれを感じさせ、これらの者の活動を著しく萎縮させる。
- (2) ②送還停止効に一定の例外を設けることは、日本の難民認定率は国際水準と比べて著しく低く、日本の難民認定手続は適切になされているとは言い難く、本来難民認定されるべき者が難民認定を受けることができていない現状の中、難民認定申請者を本国へ送還せると、迫害や拷問等によって彼らの生命・身体等が侵害されるおそれがあり、取り返しのつかない重大な結果を感じさせ、ノン・ルフルマン原則（難民の地位に関する条約第33条第1項）に違反するおそれがある。
- (3) ③仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則の創設については、刑罰はもっとも峻厳な法的制裁手段であることから、刑罰の創設は他の制裁手段（民事的制裁、行政的制裁など）では不十分である場合に最終的な手段としてのみ用いられるべきであるところ（謙抑主義）、この点に関する検討が十分になされていない。また、現制度においても被仮放免者が逃亡した場合は保証金が没取されるのであり、保証金の没取に加え刑罰を創設することは二重の制裁を科すものであり妥当でない。
- (4) ④収容令書等により収容されている外国人等について、逃亡し、又は証拠を隠滅するおそれの程度等を考慮し、外国人を放免し、監理人による監理に付す

る措置である「監理措置」制度は、監理人に対し、被監理者の生活状況等を主任審査官に届け出ることを義務付けているところ（以下「報告義務」という。）

（入管法改正案第44条の3第5項、52条の3第5項）、監理人となる弁護士や支援者等に報告義務を課すことは、被監理者との間で利益相反の関係が生じることになる可能性がある。

また、報告義務違反には、10万円以下の過料の制裁が規定されているところ（入管法改正案第77条の2第2号、同条4号）、このような制裁が規定されることにより、今まで入管収容問題に携わってきた弁護士や支援者等の活動を大きく萎縮させる。

（5）⑤入管法改正案は、在留特別許可申請手続を創設し、在留特別許可の考慮要素を列挙するが、「在留特別許可に係るガイドライン」と比べると在留特別許可の対象者を限定したものとも解され、不十分な制度であると言わざるを得ない。

2 今日の日本の入管収容制度は、全件収容主義を採用し、司法審査を経ずに行政庁（出入国在留管理庁）の判断により無期限の収容がなされているところ、これは、人身の自由を保障する自由権規約および日本国憲法18条にも違反し、また司法審査を経ない点については日本国憲法第33条の趣旨に反する可能性があるものと言わざるを得ない。また、国連の恣意的拘禁に関する作業部会が、2020年8月28日、日本の入管収容制度は、国際法違反の恣意的拘禁に該当することを認める意見を採択し、日本が自由権規約の下で負う義務との整合性を確保するため、出入国管理及び難民認定法を見直すよう要請しているところ、同作業部会の要請に従った見直しは未だになされていない。このように、今日の日本の入管収容制度は多くの問題を有するものである。

当会は、2020年8月24日、「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言に関する会長声明」を発出し、①退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設、②送還停止効に一定の例外を設けること、③仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則の創設について強く反対を表明したが、今般、入管法改正案が第204回国会（常会）に提出されたことから、改めて入管法改正案に強く反対を表明するとともに、入管法改正案を廃案にすることを強く求めるものである。

2021年（令和3年）4月1日

茨城県弁護士会

会長 木名瀬 修一